

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国外1名

準備書面 (33)

(原発における安全性の程度)

平成30年(2018年)8月27日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河合弘之 外

平成30年8月23日、YAHOO!ニュースにおいて、元原子力規制委員会委員長代理である島崎邦彦氏のインタビューが配信された(甲F94)。

このインタビューでは、島崎氏が地震の専門家としてどのように原発に関わり、福島第一原発事故前に、政府の地震調査研究推進本部(いわゆる「推本」)の長期評価部会において、どのような検討が行われ、それがどのように原子力行政に反映されてきたか(反映されなかったか)、事故後、どのような思いで原子力規制委員会の委員として活動してきたか、事業者の対応がどのようなものであったのか、それによって原発の安全性はどの程度のものとなっているのかといった点が赤裸々に開陳されている。

このインタビューは、地震動・地震に関する争点においても極めて重要な意味を持つが、ここでは、原発の安全性の実際との関係で証拠を引用して主張を行う。

1 電力会社に対する信頼を失った

インタビュー後半では、島崎氏が原規委の委員として活動をする中での率直な

感想などが語られている。

その中で、島崎氏は、「原子力に対する見方はどう変わったか」という質問に対し、「電力会社に対する信頼を失いました。全てとは言わないけれども、いくつかの電力会社は特に。真っ当な学者からすると、ビックリすることを電力会社はやってくる。提出資料のやり直しを指示しても、同じものを何度も持ってきたこともありました」と述べている（甲 F94・9頁）。

原告は、原発には高度な安全性が要求されると主張しているが、実際には、原規委の委員が「信頼を失った」というほど、あまりにも現在の科学技術水準からかけ離れたことをしているのが電力会社の実情であることを明らかにしている。

2 最低線を探ってくる

島崎氏の姿勢に対しては、当時、電力会社や原子力関係者の中で「厳しすぎ」「審査が長引いている」という批判がくすぶっていたという。そもそも、安全かどうかの判断をするのに「審査が長引いている」という不平を口にする事自体あまりにも安全を軽視するものといえるが、これに対して、島崎氏は「全然厳しくない。地震学者として普通にやっていただけです。彼ら（電力会社）は最低線を探ってくるんです。」と述べている（甲 F94・10頁）。インタビュアーである木野龍逸氏は、この意味について、「安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、そのギリギリのラインを探る、という意味だ」と補足している。

そして、改めて、島崎氏の回答として、「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないでしょうか。安全文化が大事などと言葉では言いますが、そんなものはない。それが私の印象です。」と、率直に意見を述べている（甲 F94・10頁）。

議論がそのような最低線からスタートする以上、仮に多少の修正がなされ、それよりはましな安全が確保されるようになったとしても、それは本来求められる

べき高度の安全からは程遠いものであることが容易に推測される。原子力の安全の実際は、この程度なのである。これに対して、十分な安全が確保されていると
いって憚らない裁判所は、規制当局や電力会社から見れば、裸の王様にほかならない。

3 原告の主張との関係

原告は、原発には「万が一にも深刻な災害が起こらない」と通常人をして思わせる程度の高度な安全が求められるべきであることを主張している（客観的・科学的にみてゼロリスクを求めるものではない）。

その具体的な判断基準としては、

- ① 行政庁・事業者が、科学の不確実性等を排除するために、工学上の経験則に準拠するだけでなく、科学（理論）的な想定や計算にすぎないものを考慮に入れたかどうか。
- ② 行政庁・事業者が、支配的・通説的見解に寄りかかって、全ての代替可能な科学的知見を考慮することを怠っていないかどうか。
- ③ 行政庁・事業者が、十分に保守的な想定でリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮しているかどうか。

を考慮し、1つでもこれを満たさない以上、原発の安全に欠ける点があるとして処分の差止め（処分後であれば取消）、原発の稼働の差止めを認めるべきであると考ええる。

ただ、実際には、原発はこのようなテストに耐えられるどころか、例えば火山との関係でいえば、そもそも行政庁も事業者も「支配的・通説的見解」に寄りかかってすらおらず、真っ当な科学者から見れば「ビックリするような」（甲 F94・9頁）、「あり得ない」（甲 F94・9頁）考えに基づいて稼働を進めている。

島崎氏は、地震の専門家が原発の安全性を審査できるのだろうかという問いに対して、次のように答えている。

「(原発事故の後)科学が疑われる状況になった。これはとんでもないことです。科学が悪いんじゃない。(自らの利益などのために科学的な知見を無視したり,ねじ曲げたりするなど)自分勝手な科学をつくり出す人が悪いんです。」(甲 F94・8頁。傍点は引用者)。

これは火山の問題にもピッタリとあてはまる。事業者は、稼働という結論ありきで、科学的な知見を無視し、ねじ曲げ、自分勝手な科学をつくり出している。それは、科学的知見に依拠したのではなく、科学的知見を、自らの都合の良いように改ざんしたという方が近い。

元原規委の委員がここまで述べている以上、通常の訴訟であれば、判決の帰趨は決しているはずである。常識的に判断すれば、差止めが認められないということは考え難い。御庁におかれては、このような証拠を虚心坦懐に評価していただき、真つ当な判断がなされることを強く求める。

以上